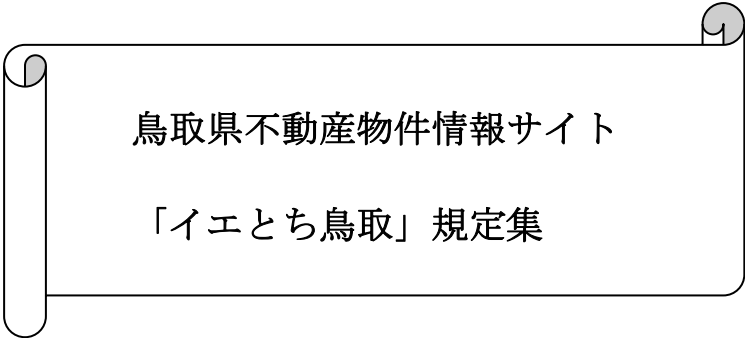




## 鳥取県不動産物件情報サイト

### 「イエとち鳥取」規定集

#### 鳥取県不動産物件情報サイト倫理綱領

我々会員は、不動産取引の重要性と専門家としての使命を自覚し、ITを利用した情報の提供をもって国民の要請にこたえることを誓うものである。

1. 会員は、正確かつ真実の情報のみを提供し、公正な取引を推進することで、不動産業界のより一層の向上に努める。

1. 会員は、ITに対する研究と研鑽に努める。

1. 会員は諸法令を遵守し、国民に対して信義誠実を尽くし業界発展のために努める。

1. 会員は、業における守秘義務を遵守しなければならない。

1. 会員は、会員・消費者との間で苦情・紛争が生じた場合には、自己責任をもって解決する。

# 鳥取県不動産物件情報サイト「イエとち鳥取」利用規程

## 第1条（利用規程）

鳥取県不動産物件情報サイト「イエとち鳥取」（以下「サイト」という。）は、公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会が運営しています。本規程は、本サイトの利用者が遵守すべき事項、その他本サービスを利用する際に適用される条件等を定めるものです。

## 第2条（公開の停止及び削除等）

本サイトは、事前又は事後の通知を行うことなく、本サイトの判断で随時、本規程について追加、変更、削除等（以下「規程の変更等」という。）を行うことができるものとします。また本サービスの内容の変更、全部又は一部の提供を廃止（以下「サービス内容の変更等」という。）することができるものとします。

## 第3条（配信責任）

本サイトは、規程の変更等、又はサービスの内容の変更等により利用者が被る損害一切について、責任を負わないものとします。

## 第4条（免責）

本サービスは、不動産物件情報を提供していますが、これらの情報は第三者によって提供されたものであり、本サイトは、本サービス及び本サイトに関し、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる保障（コンテンツ、文章、画像、その他の情報の正確性、完全性、最新性、信頼性、有用性、目的適合性、また本サービス利用によって生じる結果の保証等）をするものではないことについて、利用者は本サービスの利用により、これに同意したものとみなします。

## 第5条（二次利用の禁止）

本サービス及び本サイトに関する所有権、知的財産権その他一切の権利は、本サイト若しくは本サイトが定める者又は本サイトに使用許諾をしている者に帰属するもので、利用者の二次利用を禁止し、本サイト又は権利者に無断で使用、複製、翻案、改変、翻訳、転載、配布、公開、公衆送信等、あるいは譲渡、貸与、使用許諾等一切の処分をしてはならず、当該権利者の権利を侵害する行為、侵害する恐れのある行為を行ってはならないものとします。

## 第6条（禁止事項）

利用者は本サイトの利用にあたり、以下に定める行為をしてはならないものとします。

- （1）本サービスに関する情報を改ざんする行為
- （2）利用者以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
- （3）コンピュータープログラム等を利用する行為
- （4）虚偽の情報を送信する行為
- （5）本サイト又は第三者の財産、名誉、プライバシー、著作権等の知的財産権を侵害する行為
- （6）本人の同意を得ることなく、若しくは詐欺的手段その他不正な手段により、本サイト又は第三者の個人情報を収集する行為
- （7）本サイト又は第三者を誹謗中傷する行為
- （8）法令若しくは公序良俗に反する行為、又はこれらの行為を勧誘、助長する行為

(9) 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為

(10) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為

(11) その他、本サイトが不適切と判断する行為

#### **第7条（個人情報保護）**

本サイトは、本サイトに掲示する「個人情報保護方針」に則り運営、利用することができるものとし、利用者は本サービスを利用することによって個人情報の取扱いについて、同意したものとみなされます。

#### **第8条（当事者責任）**

前項による利用者と不動産情報提供業者等との関係において、何らかの問題が発生した場合、また損害賠償問題等が生じた場合は、それら一切を当事者の負担と責任において解決するものとし、これにより本サイトが被害を被った場合は、本サイトは関係当事者に対し損害賠償請求をできるものとします。

#### **第9条（管轄裁判所）**

本規程、本サイト及び本サービスに関する一切の紛争は、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

#### **附 則**

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

#### **附 則**

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は、平成29年9月28日から施行する。

# 鳥取県不動産物件情報サイト「イエとち鳥取」運営規程

## 第1条（名称）

公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）が不動産物件情報の登録及び提供に関するシステムを運営するインターネット上のサイト名を「イエとち鳥取」（以下「サイト」という。）と称する。

## 第2条（目的）

サイトは不動産情報を一元化し、不動産取引の適正化及び透明性の確保を図り不動産流通の健全な発展と公共の利益の増進に寄与することを目的として、宅建協会が行うサイトの運営並びに使用に関し必要な事項を定める。

## 第3条（事業）

前項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （１）不動産物件情報流通システムの開発、運営
- （２）不動産物件情報流通システムについての啓発普及
- （３）その他上記に付随する事業

## 第4条（運営）

サイトの運営は、宅建協会の統轄のもとに事業流通委員会が行う。

## 第5条（使用資格）

サイトの使用資格者は、次のとおりとする。

- （１）宅建協会に所属する宅地建物取引業者で、自社の売買及び賃貸物件情報に責任を持ち管理できる者
- （２）理事会で承認された者

## 第6条（使用料金）

サイトの使用料金は無料とする。ただし、経済事情の変動、特殊なサービスの提供等に伴い使用料金を徴収することがある。

## 第7条（物件情報の管理と義務）

使用者は、次に掲げることを遵守しなければならない。

- （１）サイトに登録しようとする売買及び賃貸物件情報の内容について必要な調査を行い、登録・管理しなければならない。
- （２）登録した物件において、成約・変更・削除等の必要が生じた場合は、速やかに処理しなければならない。
- （３）サイトに登録しようとする物件情報は、宅地建物取引業法、不当景品類及び不当表示防止法、不動産の表示に関する公正競争規約、その他関係諸法令に従ったものでなければならない。

2 宅建協会が使用者の売買及び賃貸物件情報が不適切なものと判断した場合は、修正・削除、勧告、若しくは使用者の承諾なしに修正・削除するものとする。

## 第8条（自己責任の原則）

使用者は、サイトにおける売買及び賃貸物件情報の登録に関しては、信義に基づき誠実にこれを行い、

自己の登録に係る情報について一切の責任を負うものとし、サイトの使用に関し、他の使用者、若しくは第三者との紛争が生じた場合、使用者は自己の責任と費用負担において解決するものとする。

#### 第9条（公開期間）

使用者が登録した物件情報の公開期間は、情報の種別により次のとおりとする。

- （１）売買物件及び事業用賃貸物件情報      14 日
- （２）居住用賃貸物件情報                      14 日

#### 第10条（サイトにおける過失等）

サイトの記載事項に使用者の責によらない過失等により誤りがあった場合は、サイト上に訂正記事を掲載することにより宅建協会の責任は免れるものとする。

#### 第11条（使用資格の喪失・取消し）

使用者が次の各号に該当する場合は資格を喪失し、又は宅建協会が使用資格を取り消すことができるものとする。この場合、既に登録された物件情報並びに使用者情報などは全て削除されるものとする。

- （１）宅建協会を退会したとき。
- （２）サイトの運営を妨げる行為をしたとき。
- （３）本規程に違反したとき。
- （４）不実、若しくは事実に相違する情報を登録した場合、又は他の使用者並びに宅建協会の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行為をしたとき。

#### 第12条（違反者に対する審査と処分）

サイトの運営並びに使用に際し、この規程や宅地建物取引業法に違反した者に対する審査は、「イエとち鳥取」審査規程によるものとし、違反者に対しては前条に定めるもののほか当該規程の罰則を適用するものとする。

- 2 宅建協会は、前項の罰則を適用したときは、当該者の称号、代表者名、処分事由及び処分内容を公表することができるものとする。

#### 第13条（その他）

本規程に定めのない事項については、宅建協会事業流通委員会にて決定するものとする。

- 2 本規程を改廃しようとするときは、宅建協会理事会の承認を得なければならない。
- 3 宅建協会の諸事情により、本事業の運営を廃止するに至った場合、宅建協会は一切の責任を負わないものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は、平成 29 年 9 月 28 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 9 日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和 5 年 10 月 5 日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和 6 年 4 月 25 日から施行する。

# 鳥取県不動産物件情報サイト「イエとち鳥取」審査規程

## 第1条（目的）

この規程は、鳥取県不動産物件情報サイト運営規程（以下「運営規程」という。）第13条の規定に基づき、運営規程等違反者の審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（審査機関）

審査機関は、原則として公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会事業流通委員会とする。

## 第3条（審査事由）

審査機関は、使用者が次の各号に該当するときは、これに対して審査を行うものとする。

- （1）自社物件及び受託物件以外の売買及び賃貸物件情報を他のインターネットへ無断掲載したとき。  
（運営規程第10条第1項違反）
- （2）不動産の表示に関する公正競争規約に違反する物件情報を登録したとき。（運営規程第7条第1項第3号違反）
- （3）登録物件が成約したにも関わらず、サイトへの速やかな成約報告を怠ったとき。（運営規程第7条第1項第2号違反）
- （4）審査事由に該当し、注意を受けても改善が見られないとき。
- （5）宅地建物取引業法に違反し、行政処分を受けたとき。

## 第4条（事情聴取）

審査機関は、前条第1項に定める違反行為を行った者、又はその疑いのある者を、審査機関に招致し、事情を聴取することができる。

## 第5条（罰則の種類）

罰則は、次の2種とする。

- （1）注意
- （2）サイト使用停止

2 前項の罰則は、別表に規定する罰則基準に準じて行うものとする。

## 第6条（罰則の決定）

前条の罰則は審査機関で決定し、公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会理事会に報告するものとする。

## 附 則

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

## 附 則

この規程は、公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

## 附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は、平成29年9月28日から施行する。

## 附 則

- 1 この規程は、令和6年4月25日から施行する。

## 附 則

- 1 この規程は、令和6年10月3日から施行する。

別表（第5条関係）

### 罰 則 基 準

| 審査事由（第3条第1項各号）                                                                                            | 違反した運営規程の条項                               | 罰則の内容                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------|
| 1 自社物件及び受託物件以外の売買及び賃貸物件情報を他のインターネットへ無断掲載したとき。<br>2 不動産の表示に関する公正競争規約に違反する物件情報を登録したとき。<br>3 成約の報告義務に違反したとき。 | 第10条第1項<br><br>第7条第1項第3号<br><br>第7条第1項第2号 | 口頭注意<br><br>又は<br><br>文書注意 |
| 5 注意を受けても、改善が見られないとき<br>6 宅地建物取引業法に違反し、行政処分を受けたとき。                                                        |                                           | サイト使用停止                    |

注：1 注意は2回までとし、3回目からは一段階厳しい処分とする。

- 2 サイト使用停止は、1回目は3か月、2回目は6か月、3回目は1年、4回目は一段厳しい処分とする。